

提出日(西暦)	2013年10月9日
---------	------------

品質管理システム概要書（2013年10月1日現在）

監査事務所名 瑞輝監査法人
代表者名 大浦 崇志

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、統括代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。社員会は、品質管理システムを整備及び運用するために社員の中から品質管理担当社員を選任することとしております。また、監査責任者は品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負っております。

<不正リスクへの対応> 不正リスクに関する品質管理については、品質管理責任者である統括代表社員が責任を負っております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が監査業務に関する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動について、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当法人は、公認会計士法等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、年に一度及び必要な時点で、独立性の保持の方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を義務付けており、その結果、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、独立性の阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するために適切な措置を講じることとしております。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して7会計期間のローテーションを義務付けております。大会社等以外の監査業務については、独立性の阻害要因について社員会で検討し、必要な場合には適切な措置を講ずることとしております。

3 . 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結及び更新にあたって、関与先の誠実性や当法人が倫理規則等を遵守できるかどうか、また、専門要員が監査に必要な能力と経験を有しております、必要な時間や監査資源が確保できるか等について社員会で検討し決定することとしております。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価するものとし、また、リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討するものとしております。

4 . 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験を備えた専門要員を確保するために、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合には、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することとしております。

5 . 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門要員の判断に困難が伴う重要な事項に関しては、当法人の内部で専門的な見解を有すると認められるものに問合せを行うこととしております。ただし、当法人内で専門的な見解を有しているものがいないと認められるときは、適切な専門家に見解を求ることとしております。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしてお

ります。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、すべての監査業務に係る監査計画及び監査意見形成について、また、監査の実施中に発生した重要な事項について審査の担当者と討議することとしてあります。また、審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないこととしてあります。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうか監査チームが行った判断について、審査担当者が評価するものとし、また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価やリスク対応手続等について、審査担当者はその妥当性を検討することとしてあります。さらに、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加の審査担当者の選任や、社員会で審査を行うものとしてあります。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者、又は監査責任者と監査業務に係る審査担当者との間に監査上の判断が相違する場合には、当該事項を監査報告書作成前に社員会により審議し、到達した結論及びその対処に関し議事録を作成し保管することとしてあります。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査調書に関し、最終的な整理の方針及び手続きを定めているほか、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定めてあります。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理担当社員を選任し、品質管理のシステムを監視することとしてあります。

品質管理のシステムの監視は、日常的監視及び監査業務の定期的な検証から構成されてあります。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的な検証により、監査業務における不正リスクへの対応状況について、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめるものとしてあります。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達し適切に対処しております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる不服と疑義の申立てについて適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクに関連した情報が寄せられた場合、当該情報について関連する監査責任者へ適時に伝達し、また、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、統括代表社員へ書面で報告するものとしております。

7 . 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合のいずれについても、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために方針及び手続を定めており、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に従うこととしております。

<不正リスクへの対応> 不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、統括代表社員へ報告することとしております。

8 . 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査を実施する場合、他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうか、また、他の監査事務所が品質管理の方針・手続を適切に実施しているかについて、新規契約・更新、及び監査の実施過程において確かめることとしております。

監査事務所相互間では、共同監査協定書を取り交わし、監査の基本的な進め方、重要な合意事項等を記載することとしております。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。